

世界をリードする 国際都市 渋谷 から e-Tax の活用を

渋谷税務署 小畠安雄署長に聞く

Q: 渋谷区の特徴を教えてください。
小畠 渋谷税務署管内は、1 千を超える飲食店を有するといわれる渋谷駅前エリアや、アパレル店舗の立ち並ぶ原宿エリアが象徴的ですが、ほかにも広告・ソフトウェアなどのクリエイティブ産業が盛んな神泉・桜丘エリア、また、渋谷駅前を離れると、松濤などの閑静な住宅地があるほか、代々木公園や明治神宮など緑あふれる名所もあります。渋谷駅前だけを見

ると若者の街というイメージが強いのですが、実は、非常に多彩な顔を持つ地域なのです。そういう意味では、渋谷区は幅広い世代を魅了する街ですので、東京のほかの街とは違うエネルギーがあります。
Q: 渋谷税務署の当面の目標を教えてください。
小畠 いま、いくつかの大きな目標を掲げています。そのなかでも、税務調査のさらなる充実、滞納処理、とくに消費税や源泉所得税の大幅な滞納

圧縮は大きな課題と位置付けています。そして、最も力を入れているのが、e-Tax (国税電子申告・納税システム) の普及促進です。IT の活用や高度情報化社会への対応は政府にとっても大きな課題であり、渋谷税務署としても職員一丸となって全力で取り組むべき最重要課題だと認識しています。
Q: e-Tax とはどのようなものですか?
小畠 e-Tax とは、納税者がインターネット

日本を代表する街、渋谷区を管轄する渋谷税務署は、職員数 430 人を擁する日本一の大規模税務署である。そんな同署がいま最も力を入れているのが e-Tax の普及促進。世界的な潮流である「電子政府の構築」という政策が進行するなかで、日本一のマンモス税務署が果たす役割は大きい。行政機関の電子申請などが進まなければ、急速な IT 化が進む企業の国際競争力を妨げる社会的制約となりかねないためだ。e-Tax 普及促進における同署の取組みを中心として、小畠安雄署長 (写真) に話を聞いた。(本文敬称略)



<プロフィール>

小畠 安雄 (こばたけ やすお)
石川県出身。七尾税務署長、東京国税局税理士監理官、同資料調査第 3 課長、同考査課長、国税庁東京派遣首席監察官を経て現職に就任。趣味はウォーキング。周囲の風景を楽しみながら、1 日に 10km を歩破することも。

「いつでも、どこでも、誰でも IT 化の利便性を実感できる社会」の実現に向けて

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜 9 時まで、確定申告期は 24 時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮



トを利用して、自宅やオフィスあるいは税理士事務所などから確定申告や納税ができるシステムです。政府の IT 戦略本部では、世界的に IT 化が急速に進展するなかで「世界一便利で効率的な電子行政の早期実現」を基本方針として掲げています。国税庁ではこの方針を踏まえ、平成 16 年 6 月より e-Tax の全国運用を開始し、普及拡大に努めてきました。
Q: 管内での e-Tax の利用状況はどのようになっていますか?
小畠 導入から 5 年が経過し、納税者の皆さまに

少しずつ浸透していった結果、所得税、法人税の申告など重点 15 手続きにおいて、同 20 年度は全国ベースで約 37% の利用となり、オンライン利用計画値 (30%) をクリアすることができました。しかし、当署での利用は計画値を下回っており、世界をリードする「国際都市渋谷」としての名にふさわしい推進が必要と考えます。
Q: e-Tax の利用促進のためにどのようなことを考えていますか?
小畠 e-Tax については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成

コーナー」から直接送信できるようにしたほか、税務署へ来署された納税者の皆さまに電子申告を体験してもらうため、相談会場のパソコンから電子申告ができるよう環境整備しました。
また、税理士先生が作成される申告書についても便利な代理送信制度が用意されています。
本事務年度は、一人・一社でも多くの納税者の皆さまに e-Tax を利用してもらえよう、署員一人ひとりがいわばセールスマンとなって渋谷区内を巡回して利用のお勧めに伺うほか、税理士会、関係民間団体、商店会 (区内 57 会とその青年会)、町内会 (区内 105 会)、業種団体など、幅広く地域社会の多数の方々にもご協力をお願いをさせていただきたいと考えています。さらに、明日の日本を担う子どもたちへの租税教育を通じた啓蒙活動も積極的に行う予定です。

Q: e-Tax を利用すると、どのようなメリットがあるのですか?
小畠 たとえば、所得税の申告では、3 年間保存という条件があります。が、医療費控除を受ける場合など、源泉徴収票や領収書の添付が必要になります。また、1 回に限りませんが、最高 5 千円の税額控除を受けられる制度もあります。このほか、e-Tax で還付申告をすると、通常 6 週間くらい要する還付手続きが 3 週間程度に短縮されま

(2 面へつづく)

適正公平な税制の実現と社会の健全な発展を目指します



社団法人 渋谷法人会

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 9-10
TEL: 03-3461-0758 FAX: 03-3461-0180
URL: http://www.tohoren.or.jp/shibuya/

美しい時代へ——東急グループ



360 度のくつろぎ。

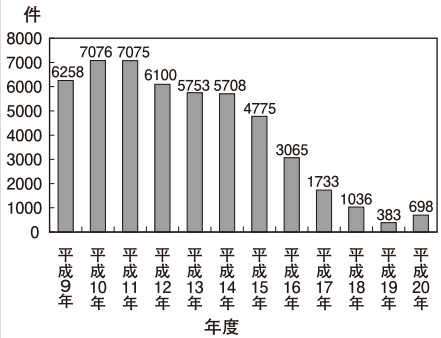
ゲストルームはもちろん、館内の随所から、どの方角にも気持ちよく広がる東京屈指の眺望がセルリアンタワー東急ホテルにあります。

お客さまへのきめ細やかな心くばりを大切に、見渡す限りのくつろぎと開放感に満ちた時間へご案内いたします。

CERULEAN TOWER TOKYU HOTEL
セルリアンタワー東急ホテル

◎ご予約・お問い合わせ TEL.03-3476-3000 / FAX.03-3476-3001
http://www.ceruleantower-hotel.com

【グラフ】相続税の物納申請件数



相続税の物納申請急増

国税庁は、平成20年度の相続税の物納申請状況を発表した（グラフ）。

同20年度の物納申請は698件で（前年度比182・2%）、金額にして564億円（同239・8%）に上った。近年減少傾向にあった物納の申請だが、実に10年ぶりの増加となっている。

国税は金銭納付が原則だが、相続税は延納（相続税額10万円超で金銭納付が困難な場合、申請と担保の提供により年賦で納付）でも金銭で納付することが困難

件数は対前年度比2倍

国土の財産を相続した場合に課税される相続税。相続税の課税は、その人が「富裕層」と当局からお墨付きをもらったようなもの。その富裕層が、手持ちの現金がなく、延納でも納付できず、最後の手段に出て二文字が見え隠れする。ところが、なかには最後の手段も拒まれる例もある。同20年度に処理された物納の件数は880件（同64・2%）だが、このうち許可されたのは704件。149件が取下げなどで、27件が却下されている。

国税庁は、「国が管理・処分することに不適当なものは認められない。事前に税務署や税理士に相談して申請してほしい」としている。

（一面のつづき）

す。なにより、申告や納税のために税務署や金融機関へ出かけられる必要もなくなり、時間と労力が節約できますので、渋谷区をはじめとする納税者の皆さまにはぜひともe-Taxを活用していただきたいと思っています。

Q. e-Taxを利用して困ったときはどうすればよいですか？

小島 e-Taxの利用に際しては国税庁ホームページの「e-Taxコーナー」において「よくあるQ&A

集」を掲載しているほか、電話での相談に対応するヘルプデスクを設置している。また、渋谷税務署としては、本事務年度から「e-Tax推進担当」を設けました。いわば、e-Taxサポート隊と

いったところで、税務署内からパソコンに精通した職員を10人程度配置しました。担当者は、窓口に来署された納税者の皆さまへの対応はもちろん、税理士事

サポート隊も応援します

また、東京税理士会でも、各支部に「電子申告推進委員」を設け、e-Taxを利用される税理士先生のためのサポート体制を用意す

者の皆さまに、ぜひe-Taxをご利用いただきますよう強くお勧め申し上げます。よろしく願います。

Q. ところで、渋谷税務署には、本事務年度より女性

だけの部署が誕生したそうですね。

小島 近年、渋谷税務署では女性職員が多くなっています。女性職員が、女性同士で気兼ねなく話ができ、また、出産や子育てと仕事を両立できるような環境整備をすることだと思っています。そのためにはまず、実際に女性の声を吸い上げなければいけません。そこで、このたび新設した女性部署で

は、実際に女性同士で仕事をやっていくなかで、「女性がいきいきと働ける環境」について意見を出してもらい、それを税務署内にフィードバックします。

このほか、男性には分からない分野での税務調査などを担当してもらうことで、調査効率のアップにつながるものと期待しています。女性の力を存分に発揮してもらいたいですね。

Q. これから、どのような税務署を目指したいと考えていますか？

小島 わたしは、「納税者

サービスの充実」や「コストの削減」は、効率的な税務行政が実現した結果として目に見えてくるものだと考えています。行政効率を高めるためには、活力あふれる組織運営が何より大切です。

渋谷税務署には現在、定員ベースで430人の職員がいますが、この430人が一人ひとり高い問題意識や意欲を持ち、元気に仕事ができるような、活力あふれる組織運営を目指します。

セーフティネット 貸付大幅増

日本政策金融公庫はさきごろ、「セーフティネット貸付」の平成21年度第1四半期の実績を発表した。

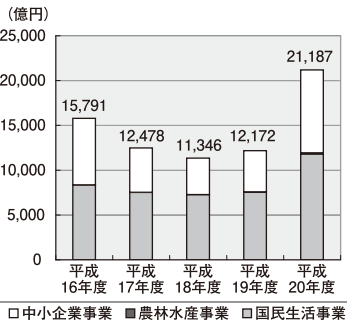
それによると、同21年4～6月の3カ月間で融資額は1兆5723億円に上ったことが分かった。昨年度同期と比べ451%の増加となっている。同20年度第3四半期と第4四半期（同20年10月～同21年3月）の融資額は1兆3922億円であり、3カ月間で昨年度の半年分を上回ったことになる。

ここ5年間の貸付額は緩やかな減少傾向にあったが、昨年の秋の景気後退以降大幅に増加した（グラフ）。

一般的に融資申込みは年末・年度末が多く、4月は少ないとされている。だが今年度は4月にも貸付ペースが落ちず、昨年度同時期比589%と大幅な増加をみせた。対して5～6月期はハイペースながらも4月期

昨年度比 451%の伸び

【グラフ】セーフティネット貸付金額（国内3事業合計）



高額賃貸マンションに注目

首都圏の高額賃貸マンションがここに来て、借りやすくなっており注目されている。景気変動にも対応しやすいため、法人契約で社宅として活用するケースが多い。それにともなっており、今後どのようなペースで貸付申込が続くかは不明」（日本政策金融公庫）としている。

「セーフティネット貸付」とは、経営環境などの悪化にともない、資金繰りに困難を来している中小・小規模企業や農林漁業者を支援するために用意されたもの。政府の経済対策に従い融資限度額などに改定が加えられている。経済状況の変化や金融機関の破たん、関連企業の倒産などといった理由の別により、貸付限度額や利率などが異なる。

「社宅」の税メリット追い風

以下の場合、「家屋の固定資産税課税標準額×10%＋敷地の固定資産税課税標準額×6%）×1/12」により計算。会社が支払う賃貸料の50%相当額のほうが多ければその金額が適正家賃となる。時価に比べるとかなり割安なので、結果として会社が支払う家賃の大部分が経費ということになる。

ただし役員社宅の場合、床面積240平方メートル超であるか、それ以下でもプールや役員個人の趣味を著しく反映した設備がある場合は豪華役員社宅と見なされ時価による賃貸料を支払うことになるので要注意。

なお、役員が支払う社宅家賃がこれらの金額より低い場合には、差額は給与扱いとなり所得税の源泉徴収義務が発生する。ただし、この場合でも「毎月一定額が発生する場合には定時同額給与になり損金に算入できる」（国税当局）。

中小企業のための経営計画策定支援研修

経済産業省～財務管理サービス人材育成プログラム対応

経営計画策定
支援ソフト付き！

■講師：中小企業基盤整備機構 専任教授・税理士 西野光則 ■受講料：15000円 ■研修期間：1日（6時間）
■対象：税理士・公認会計士・中小企業診断士・経営コンサルタントおよび財務・管理・経営企画エキスパート

好評につき先着順での受付です。
満員の場合はキャンセル待ちとなります。

地区	開催日	定員	実施会場	問合わせ先
北海道	10月2日	30人	中小企業基盤整備機構北海道支部（札幌市）	北海道支部人材支援部 (TEL:010-747-8080)
関東	9月7日	100人	関内新井ホール（横浜市）	経営基盤支援部人材支援担当 (TEL:042-565-1270)
	10月9日	100人	ルポール麹町（千代田区）	
	11月6日	50人	大宮ソニックシティ（さいたま市）	
東海	11月5日	60人	愛知県産業労働センター（名古屋市中区）	中部支部人材支援部 (TEL:052-205-6852)
北陸	10月8日	40人	石川地場産業振興センター（金沢市）	

近畿	9月25日	80人	中小企業基盤整備機構 近畿支部 経営支援プラザUMEDA（大阪市）	近畿支部人材支援部 (TEL:0790-22-5931)
	10月28日	80人		
	11月18日	80人		
中国	10月22日	30人	中小企業大学校広島校（広島市）	中国支部人材支援部 (TEL:082-278-4955)
四国	10月23日	20人	えひめ共済会館（松山市）	九州支部人材支援部 (TEL:092-263-1522)
九州 沖縄	10月20日	50人	天神ビル9号会議室（福岡市）	九州支部人材支援部（人吉校） (TEL:0966-23-6800)
	10月27日	30人	熊本市国際交流会館（熊本市）	

研修詳細URL <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/h21/047553.html>

お申込み・お問い合わせはTELまたはインターネットにて

国税版「チャールーズ・エンジェル」!?

女性だけの調査部門誕生



▲仕事柄顔出しNGのエンジェルたちと小島署長

彼女たちは今後、美容、アパレル、化粧品販売、ホストクラブなどを中心に調査活動を展開する。板橋署の女性部門も、同様の個人事業主の調査担当だ。女性部門の設置目的は、こう

「彼女たちは今後、美容、アパレル、化粧品販売、ホストクラブなどを中心に調査活動を展開する。板橋署の女性部門も、同様の個人事業主の調査担当だ。女性部門の設置目的は、こう

「彼女たちは今後、美容、アパレル、化粧品販売、ホストクラブなどを中心に調査活動を展開する。板橋署の女性部門も、同様の個人事業主の調査担当だ。女性部門の設置目的は、こう

「彼女たちは今後、美容、アパレル、化粧品販売、ホストクラブなどを中心に調査活動を展開する。板橋署の女性部門も、同様の個人事業主の調査担当だ。女性部門の設置目的は、こう

7月10日、国税当局史上初、女性だけで構成された部門が東京国税局管内の2つの税務署に誕生した。彼女たちの使命は、女性客中心の業種をターゲットとした調査活動。いわば国税版「チャールーズ・エンジェル」として、同じ女性の視点から編み出される調査手法に期待が寄せられている。同国税局は女性職員の登用に積極的だ。

女性職員のみの部門が設置されたのは、渋谷税務署(署長小島安雄氏)と板橋税務署(署長吉留政治氏)。渋谷署は法人課税部門に統括官以下6人、板橋署は個人課税部門に同じく統括官以下6人体制の部門となる。日本一の職員数(定員430人)を誇る渋谷税務署では7月10日、辞令を受けた女性職員6人が、全員で小島署長にあいさつ(写真)。小島署長は「女性の感性を職場で発揮していただきたい。仕事と子育てを両立し、良い意味で女性の範となってもうえれば」と、一人ひとりを激励した。

渋谷署、板橋署が選ばれたのは、「法人数(または個人納税者)が多く、子育て中の職員が通勤しやすいところ」という観点から(東京国税局)。渋谷署の法人数は約4万法人で日本一。板橋署は平成20年分確定申告で約10万4千件と、東京23区内ではトップだ。確定申告件数は千葉県や神奈川県にもっと多い署もあるが、通勤の利便性を加味しての板橋署選定となった。

女性部門誕生のほかにも、今年の7月の人事異動では、荻窪税務署長に竹本節子氏、江東西税務署長に依田悦子氏と、2人の女性署長が誕生している。東京国税局の職員数は、10年前も現在も1万5千人程度。一方、女性の職員数は10年前が2200人(14.5%)だったのに対し、現在は2700人(18%)と増加した。

同局が女性に寄せる期待は大きく、「今回の女性部門設置は試行的なもの。成功すれば、今後全国で増える可能性がある」と(同)としている。

「彼女たちは今後、美容、アパレル、化粧品販売、ホストクラブなどを中心に調査活動を展開する。板橋署の女性部門も、同様の個人事業主の調査担当だ。女性部門の設置目的は、こう

交際費 400万円、で申告しちゃった!

なんと税務署が減額更正

追加経済対策の減税措置が盛り込まれた「租税特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、「改正後の法人税申告書別表十五の様式」が公表された(写真)。

追加の税制改正のなかでも話題の「中小企業の交際費課税の軽減」を受けてのもの。具体的には、資本金の額または出資金の額が1億円以下の中小法人にかかる交際費課税について、定額控除限度額が従来の400万円から600万円に引き上げられるという措置だ。

① 交際費等の損金算入に関する明細書

支出交際費等の額 (7の計)	1
定額控除限度額 (0円又は600万円)×12	2
支出交際	

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、国税庁は「税務署で申告書をチェックし、400万円を計算されていたら職権で減額更正する」としている。つまり、すでに400万円を申告していた場合でも、とくに納税者から何かする必要はないというわけだ。誤って

【表】eLTAX 利用件数

(単位:件)

	法人都市府県民税・事業税・地方法人特別税	法人市町村民税	個人住民税	固定資産税(償却資産)	事業所税	合計	納付手続	申請・届出
平成20年度	651,776	164,958	133,576	58,491	784	1,009,585	410	3,188
平成19年度	306,376	65,129	29,655	23,186	38	424,384	8	27
平成18年度	36,199	7,691	-	2,969	-	46,859	-	-

インターネットから地方税の申告・申請・納税ができる「利用インフラが整ってきた。以前は導入したくてもできる団体が政令指定都市と都道府県に限られたが、昨年12月、新たな300団体が利用できるようになった」とする。

eLTAXは、今年10月から始まる個人住民税の公的年金からの特別徴収の活用が決まっている。今年4月時点で全47都道府県と301の市区町村が参加しているが、今後も増えそうだ。

税理士の新規利用届出も増え、同21年6月には3万1047件の届出があった。しかし税理士が大幅な件数増加の背景について(社)

「eLTAX(エルトアックス)の平成20年度利用件数が100万件を突破し、前年比約2.4倍に伸びた(表)。

「eLTAXは、今年10月から始まる個人住民税の公的年金からの特別徴収の活用が決まっている。今年4月時点で全47都道府県と301の市区町村が参加しているが、今後も増えそうだ。

地方税の電子申告

eLTAX利用件数2倍に

税理士の代理届出は注意

納税に際してはプロのアドバイスを!! 税理士は経営者のよき相談役です

TKCコンピュータ会計

税理士法人 井出会計事務所

代表社員
税理士

井出

征洋

税理士

井出

行俊

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 14-5 サニーヒル 203 号

TEL : 03-3496-0371 FAX : 03-3461-6298

URL : <http://www.tkcncf.com/yuki/pc/>E-mail ide-t.a.f@tkcncf.or.jp

書面添付制度 & 電子申告 推進事務所

ご存じですか? 書面添付制度



税理士法人

アイ・タックス

代表社員
税理士

森脇

仁子

Moriwaki Hitoko



〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-10-11 Park Axis 明治神宮前

TEL : 03-5410-7533 FAX : 03-5410-7583

URL <http://www.kaikeizin.ne.jp>E-mail moriwaki-hitoko@tkcncf.or.jp

TKC全国会

Features

特集

ゝでが贈与税非課税となる。

6. もらった非課税 500 万円までの資金は、資金を提供した父母が亡くなった場合、相続税の計算には入らずに済む

なお、資金を提供してくれた父母などが亡くなって相続が開始し、相続税を計算する場合には、注意が必要だ。というのも、相続税の計算では、生前贈与を受けた財産を相続財産として加算することが必要になるケースがあるからだ。

もっとも、この 500 万円非課税制

度が適用された金額は、相続税の計算では一切、加算する必要はない。したがって、この非課税制度は、活用の仕方次第で相続税の節税にもつなげることができるというゝ優れた制度、というわけだ。

たとえば、8 千万円の財産を持つ親が子ども 2 人に 500 万円ずつ住宅資金を贈与して非課税特例を受けたとする。その後、3 年以内に相続が発生したとしても、7 千万円の相続財産に 500 万円×2 人の資金を加算する必要はない。つまり、7 千万円

の相続財産となり、基礎控除 5 千万円 + 1 千万円×2 人を控除すると、相続税はかからなくなるというわけだ。相続直前の財産贈与は、通常、相続財産に加算され、相続税の計算が行われるが、この非課税制度の場

12 月 31 日までに、一定規格を満たす住宅を新築・購入・増改築して居住すること。さらにこの特例を受ける旨の贈与税の申告等が非課税の条件

この 500 万円非課税制度は、資金

相続税計算で一切加算ナシ

合には、加算されないため相続税が節税できる可能性が出てくることになる。

ただし、この非課税制度の適用を受けなかった資金提供の金額は、相続税に加算することが必要になるケースがある。たとえば、父母から 500 万円非課税枠の金額に加えて 110 万円の贈与税の基礎控除を利用して、610 万円まで資金提供を受けた場合。贈与の段階では、610 万円まで非課税だが、資金提供を受けてから 3 年以内に資金提供者の父母が亡くなった場合には、基礎控除 110 万円分については、相続税の計算上、相続財産に加算することになる。

また、相続時精算課税制度の非課税枠 3500 万円に加えて、500 万円非課税枠も利用して 4 千万円の資金提供を父母から受けたケースでは、父母の死亡で相続が開始したときには、相続税の計算上 3500 万円の資金を相続財産に加算することになる。

7. 原則として資金をもらった年の翌年 3 月 15 日まで、遅くともその

をもらった人が一定規格の満たす住宅の新築・購入・増改築などを行って、そこに住むことが大前提。もちろん、贈与税の申告も必要だ。

住む条件については、原則的には、資金提供を受けた翌年の 3 月 15 日までに住宅を新築・取得・増改築し、居住することが求められる。遅くとも、その年の 12 月 31 日までは、住まなくてはならない。これができなかった場合は、500 万円の非課税の適用がなくなり、後で修正申告する必要が出てくる。

住宅の要件の細かい要件については、現行制度と同様、床面積が 50 平方メートル以上となっているほか、取得する住宅が中古である既存住宅の場合には①木造は築後 20 年以内②耐火建築物は築後 25 年以内③または新耐震基準適合していることの証明がされた住宅のいずれかに該当するものとされている。

また増改築についても、現行制度を踏襲することとされている。

税理士は経営者のよき相談役です

税理士法人 K & K Japan

代表社員
税理士

小泉 久夫

TKCコンピュータ会計

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 14 番 17 号
渋谷 S S ビル 4 階

TEL : 03-3499-1663 FAX : 03-3499-1668

URL : <http://www.kk-japan.or.jp>

E-mail kk-japan@tkcnf.or.jp

税理士法人 エーティーオー財産相談室

代表社員
税理士

阿藤 芳明

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 15 番 1 号
渋谷クロスタワー 15 階

TEL : 03-5468-6700 FAX : 03-5468-6707

URL : <http://www.ato-zaiso.net>

E-mail info@ato-zaiso.net

鈴木会計事務所

所長

鈴木 周三

税理士

鈴木 裕之

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 1-9 宝来ビル 5 階

TEL : 03-3780-4511 FAX : 03-3780-4510

URL : <http://www.bellwood-tax.jp>

E-mail info@bellwood-tax.jp



税理士法人

SANO

統括代表社員

佐野 智一

Tomokazu Sano

本 部 〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2 丁目 17 番 20 号
代官山佐野ビル

TEL : 03-3476-1321 (代) FAX : 03-3476-1322

神奈川本部 〒242-0005 神奈川県大和市西鶴間 3 丁目 9 番 22 号

TEL : 046-261-1829 (代) FAX : 046-264-4680

Features

特集

住宅資金贈与
500万円非課税のオトク感

小粒な追加経済対策との評価もあるが、使い勝手は良さそうな贈与税の非課税枠創設。直系尊属から家を買うためのお金の贈与を受けた場合、500万円までが非課税となる。2年間だけの時限措置だけに活用しない手はない。500万円非課税制度のオトク度を検証する。

(資産税問題研究班)



住宅投資にも弾みがつく

祖父母も資金提供者に

住宅資金を孫や子どもに贈与したとき500万円まで非課税になる税制上の特例が注目されている。

これは政府・与党が経済危機対策の一環として提案した「租税特別措置法の一部を改正する法律案」に盛り込まれたものだ。狙いは、住宅資金の生前贈与を促進することによって、高齢者の資産を活用した住宅の需要の創出を図ること。つまり、昨年のアメリカ発金融危機以来の国内不動産市場の低迷に対するカンフル剤というわけだ。

◆ 制度のポイント ◆

住宅資金贈与の500万円非課税制度のポイントは、次の通りだ。

1. この非課税制度の適用が認められるのは、平成21年1月1日から同22年12月31日までの2年

間だけ

この500万円の贈与税の非課税制度は、あくまで時限的な経済危機対策。したがって、非課税になるのは、前記の2年間だけで、制度が延長される見込みは現在のところない。同制度のメリットを享受するには、この期間に贈与を行うことが必要というわけだ。

2. 父母からの贈与だけでなく、祖父母からの贈与でもOK

現行の住宅取得等資金贈与の精算課税制度の特例(最高3500万円非課税枠)と比べると、非課税で資金を提供できる人の範囲が広がっている。現行制度は父母だけだが、新しい500万円非課税制度は祖父母も資金提供者になれる。

3. 非課税で資金贈与をもらえるのは、もらう年の1月1日現在で20

歳以上の子どもまたは孫

非課税で住宅取得資金をもらえる人の年齢は、現行制度と同じ20歳以上。もっとも、非課税でもらえる人の範囲は子どものほか、孫までOKだ。

4. 非課税になるのは、もらう人ごとに2年間で500万円まで

注意したいのは、非課税でももらえる金額は、2年間で合計500万円までということ。もらう人ごとに計算することになっている。このため、祖父から500万円、父から500万円合計1千万円もらっても、非課税なのは500万円までとなる。

5. 同制度は、110万円の贈与税の基礎控除と合わせることもできる。また、相続時精算課税制度の適用を受ける人も、2500万円と3500万円(住宅資金の場合)の非課税枠に加えて適用できる

この500万円非課税制度を適用するにあたっては、従来からの贈与税

の制度とどんな関係になっているのかが気になるところだ。というのも、税金の制度では、ひとつの特例を適用すると、同じ状況で適用できる別の特例制度が適用できないようになっていることが多いからだ。

しかし、この500万円非課税制度は、従来からの贈与税の制度を適用することに加えて、重ねて適用できる。したがって、祖父母から資金の贈与を受ける場合には、贈与税の基礎控除110万円に500万円を加えた金額610万円まで非課税になる。

また、相続時精算課税制度の適用を受ける子どもが親から資金提供を受ける場合には、相続時精算課税制度の贈与税非課税枠2500万円にこの500万円を加えた金額3千万円まで贈与税が非課税となる。さらに相続時精算課税制度で住宅資金の贈与を受ける場合には、その非課税枠3500万円(通常型+1千万円)にこの500万円を加えた4千万円ま

納税に際してはプロのアドバイスを!!

コンパッソ税理士法人 渋谷事務所
平成21年8月24日から移転します。

コンパッソ税理士法人

代表社員 税理士 内川 清雄

税理士 若林 昭子、戸田 盛道、滝本 良枝、若林 樹生

8月21日(金)まで 渋谷区道玄坂2-10-10 世界堂ビル7F

8月24日(月)から 渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F

TEL 03-3476-2233 FAX 03-3476-5958 (従来通り)

www.compasso-group.jp/pc/

税理士法人 KMC パートナース

理事長 税理士 木村 武

青山学院会計専門職大学院客員教授

東京地方裁判所民事調停委員

東京税理士会会員講師

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目16号7号

ハイウェービル9階

TEL : 03-3770-3321 FAX : 03-3770-8212

URL : http://www.kaikeinet.jp/

E-mail t-kimura@kaikeinet.jp

都税の電子申告・電子納税(ELTAX)
をご利用ください

平成21年4月から電子納税もできるようになりました!

都税でご利用 できるサービス	事業所税 (23区内)	法人事業税 地方法人特別税 法人住民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	○	○	○
電子申請・届出	○	○	○
NEW! 電子納税	○	○	×

詳しくは eLTAXのHP http://www.eltax.jp/
サポートデスク 0570-081459 (平日8:30~20:00)
(IP電話やPHSからは03-5339-6701)

TKCシステム 鶴税務会計事務所

税理士 鶴 勤

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町14-10 渋谷コープ408

TEL : 03-3464-2566(代表) FAX : 03-3464-5677

URL : http://www.tkcnet.com/turukaikei/pc/

E-mail turu-tutomu@tkcnf.or.jp

TAX・経営プチ解説

会社敷地内に緑
償却期間どうなる

中小企業にとっても避けて通れない課題となっている地球温暖化対策。二酸化炭素の排出削減と共に、排出された二酸化炭素を緑で吸収することも推奨されている。自治体によっては、企業敷地内の緑化運動などに対して助成金を設けバックアップしているところも。狭小地の場合、家屋や工場の屋上に緑を植える「屋上緑化」という手段も注目を浴びている。

ところで、もし企業が屋上緑化などで敷地内に緑の設置を行った場合、かかった費用は「資産の取得」として扱われる。その耐用年数は敷地内にある建物により変化するので注意が必要。建物が



▲企業のグリーン化が進んでいる

工場であれば、耐用年数省令別表第一における「構築物」の「緑化施設および庭園」の「工場緑化施設」として、耐用年数7年で償却する。工場以外の建物の場合、「その他の緑化施設および庭園」となり、耐用年数20年となる。

緑化施設には、花壇や緑化に使う散水用配管、排水溝などが含まれるが、ゴルフ場や運動場として利用される芝生など、緑化以外の機能を果たすために造られた場合は含まれないので要注意だ。

滞納家賃は「収入」
加算漏れに注意

アパート経営は「何もしなくても家賃収入が入ってきてうらやましい」と思われがちだが、現実にはシビアだ。入居者の入れ替わりによる修繕や建物の維持管理など、煩わしい問題が山積している。なかでも、アパート経営者を最も悩ませるのが毎月の家賃管理。

賃貸アパートの家賃は、①月々の家賃支払日が賃貸契約などで設定されている場合はその支払日②家賃支払日が設定されていない場合は実際に家賃が支払われた日——に収入があったものとしてその年の総収入金額を計算する。アパートの賃貸契約では、家賃の支払日が設定されているものがほとんどなので、仮に家賃滞納があった場合であっても、家賃相当額をその年の総収入額に含めて計算しなければならない。

税目）——このようなときだ。

所得税などの確定申告をする人でコンビニ納付希望の場合、申告書提出時にその旨を税務署に伝える必要がある。税務署で初めて申告する場合や税務署の混雑状況によって、発行までに時間がかかることがあるので、余裕を持って依頼したい。

コンビニ納付は、セブン-イレブン、ファミリーマートなど、全国19のコンビニで対応している。

会社で非常食購入
一括損金にできる

菓子メーカー、ロッテの人気商品「コアラのマーチ」の、災害時用非常食が発売された。コアラのイラストが施された保存用ビスケットだそう。会社でいつかは購入しようと考えながら先延ばしになっている例もある非常食だが、その「カワイさ」を完備の動機にするのもありかもしれない。

さて、税務においても非常食購入を実行に移すきっかけになりそうな話題がある。国税庁の質疑応答で、会社で購入した非常食の費用は支出した事業年度に全額損金にできると示されているのだ。その理由として同庁は、食品は繰り返し使用するものではなく、「消耗品」としての特性を持つものであることなどを挙げている。

しかし、非常食は数年の保存が効くものがほとんど。このため、貯蔵している消耗品はたな卸資産となり、消費した日の属する年度の損金になる

滞納家賃をその年の総収入金額に加算し忘れるミスは多く、税務調査でも入念にチェックされる部分である。つまらない加算税を払わないためにも注意しておきたいポイントだ。

簡易課税の仕入率
複数適用で得する

消費税の簡易課税を選択すると、売上げにかかる仕入額を、5種類の事業区分ごとに設定されるみなし仕入率によって計算できる。そして、2つ以上の事業区分にまたがる複数の事業を行っている場合は、原則としてそれぞれの事業ごとにみなし仕入率を適用し計算する。面倒にも感じるが、課税売上を事業ごとに区分しないと、それらのうち最も低い仕入率が適用されることになるので注意したいところだ。

さて、自社事業の区分をしっかりとチェックすることで、賢く使える制度がある。2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める会社については、そのみなし仕入率を課税売上全体に適用できるのだ。また、3種類以上の事業を営む事業者で、そのうち2業種の課税売上高の合計額が全体の課税売上高の75%以上を占める場合は、その2業種のうちみなし仕入率の高いほうの事業についてはその高いほうの仕入率を適用し、それ以外は2種類のうち低いほうの仕入率を適用する。

のでは？との疑問も浮かぶところだろう。これについて同庁は、非常食は「備蓄することをもって」事業の用に供したと認められるため、たな卸資産として扱わなくてもよいと回答している。

中国株式の配当金
円換算はいつ？

日本や欧米諸国などの先進国に比べて、今後大きな発展が期待される新興諸国。なかでも中国への期待はとりわけ大きく、中国株式へ積極的に投資する人は増加傾向だという。配当利回りが大きいことも増加に拍車をかけているというが、中国株式の配当は税務上どのように取り扱われるのか。

中国株式の配当は、まず現地で10%の企業所得税が源泉徴収され、その後、国内での課税が円ベースで行われる。税率は平成23年3月31日までは10%（うち地方税3%）の軽減税率。この場合、中国と日本で二重課税されることになるため、確定申告を行い外国税額控除の適用を受けることで、現地で支払った税金が還付される。

また、利用する証券会社によっては現地貨幣で配当を受け取ることもあるが、配当所得を計算するうえで日本円に換算する必要がある。この場合、現地で配当が支払われた日または配当の受領を確認した日の為替相場で換算する。

なお、外国法人から受ける配当金は、配当控除の対象とはならないことに気を付けたい。

買い物ついでに
コンビニで納税

コンビニエンスストア（コンビニ）のサービスは日々進化しているが、最近のコンビニでは国税の納付まで可能となっている。金融機関窓口や税務署が開いている時間に納付に行けない忙しい現代人にとっては便利なサービスだ。

コンビニ納付には税務署から送られるバーコード付納付書が必要になる。バーコード付納付書が送付または交付されるのは、①確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）②督促・催告を行う場合（全税目）③賦課課税方式による場合（各種加算税）④確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全



▲コンビニエンスストアは日々進化している

マンション管理は新都市管理にお任せください!!

専任媒介契約【入居者管理+マンショントラブル対応】
複数の不動産業者へ募集・仲介業務を委託することができない契約形態です。
更新・解約業務も行います。

安心集金代行契約【入居者管理+マンショントラブル対応+集金管理】
弊社がオーナー様に成り代わり月々の賃料等を集金いたします。オーナー様の口座へ指定日にお振込みいたします。
万が一の遅延者や、滞納者にも最大6ヶ月間を保証いたします。

家賃保証（転賃借）契約
長期の契約期間を設定し、月々定額の保証料をお支払いいたします。
月々90%保証料をお支払いいたします。

トータルサポートプラン契約【入居者管理+マンショントラブル対応+集金管理】
全ての契約者・入居者の窓口となり、契約代行から解約時の退会金支払いまで行います。
数金の精算業務も致しますので一切の煩雑な作業から開放されます。
85%～90%までの保証料をお支払いいたします。



新都市管理
SHINTOSHI-KANRI

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-17-5 鈴屋ビル3階
TEL：03-5468-1575 FAX：03-5468-1576
E-mail kshintoshi@gmail.com
URL http://www.shintoshin-kanri.com

東京商工会議所にご入会ください

創立130年の歴史。23区内で約8万の会員、110以上のサービス提供で御社のビジネス拡大、コストダウンを全面的にサポートします。

経営についてお悩みの方はまずご相談ください。東商への入会で解決できるかもしれません。

●新規取引先の開拓・販路拡大をして売上を上げたい方

●新卒・中途人材の確保を行いたい方、社員の育成を行いたい方

●資金調達を行いたい方、資金繰りの相談を行いたい方

お問い合わせは…

東京商工会議所 渋谷支部
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階

みんなの商売大きく結び 繁盛いっばい渋谷が一番

TEL.03-3406-8141

税 務 カ レ ン ダ ー

月 別	国 税	都 税	特別区税
8月		●個人事業税の納付(第1期) 納期限……8月31日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第2期分) 納期限……8月31日
9月	●中学生・高校生の税の作文応募期限 中学生……9月4日 高校生……9月7日	●23区内の固定資産税・都市計画税(第2期分) 納期限……9月30日	
10月	●リデュース・リユース・リサイクル推進月間		●公的年金の特別徴収制度開始
11月	●所得税の予定納税 第2期分納期限……11月30日 ●税を考える週間 11月11日～11月17日	●個人事業税の納付(第2期) 納期限……11月30日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第3期分) 納期限……11月2日
12月	●年末調整	●23区内の固定資産税・都市計画税(第3期分) 納期限……12月28日	
1月	●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 7月～12月分納期限……1月12日	●都民税株式等譲渡所得割 申告期限……1月12日	
2月	●法定調書の提出期限 2月1日	●23区内の償却資産の申告、住宅用地の申告 申告期限……2月1日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第4期分) 納期限……2月1日
3月	●贈与税の申告と納税 2月1日～3月15日 ●所得税の確定申告と納税 2月16日～3月15日 ●個人事業者の消費税および地方消費税の 確定申告と納税 1月4日～3月31日	●23区内の固定資産税・都市計画税(第4期分) 納期限……3月1日 ●個人事業税の申告 申告期限……3月15日 ※個人事業税の申告は、所得税または特別区民税 (住民税)の申告をした人は不要です ●事業所税(個人) 申告期限……3月15日 ●地方消費税(個人事業者) 申告期限……3月31日 ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います	●特別区民税・都民税の申告 申告期限……3月15日 ※申告をしなくてもよい方 ・税務署に所得税の確定申告をする方 ・住民税が給与から引かれている方 ・豊島区に住んでいる親族の方の確定申告書・ 給与支払報告書などで扶養親族となっている 方など
4月			
5月			
6月	●国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の受験者募集 申込受付期間……6月23日～6月30日	●自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●23区内の固定資産税・都市計画税(第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日	●軽自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●特別区民税・都民税(普通徴収分第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日
7月	●路線価図等の公開 公開日……7月1日 ●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 1月～6月分納期限……7月10日 ●所得税の予定納税 第1期分納期限……7月31日		
毎月	●所得税(源泉徴収分) ●酒税 ●国たばこ税・たばこ特別税 ●揮発油税・地方道路税	●都たばこ税、軽油引取税、宿泊税……翌月末まで ●都民税利子割、都民税配当割……翌月10日まで	●特別区たばこ税……翌月末まで ●特別区民税・都民税(特別徴収分)……翌月10日まで
随時 (一定の期日)	●法人税 ●登録免許税 ●自動車重量税 ●消費税(法人) ●地方法人特別税 ●相続税 ●印紙税	●地方消費税(法人) ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います ●法人事業税 ※法人事業税と地方法人特別税は併せて申告します ●法人都民税 ●自動車税(月割課税分) ●不動産取得税 ●自動車取得税 ●事業所税(法人)	●退職所得に係わる特別区民税・都民税
(注) * 申告期限や納期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日がその期限となります。 * 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止しています。			

★提携税理士募集中★



総合保険コンサルティング
株式会社 グッドウイン

本社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17-14 MSD20ビル6F
TEL 03-5919-1600 FAX 03-5919-1603 <http://www.goodwin-net.co.jp/>

生保22社
少額短期5社

全国34支社
ネットワーク

業界屈指の
優秀メンバー

「納税通信を見て」とお伝えください。

お問い合わせフリーダイヤル

0120-579-142

E-mail : goodwin@goodwin-net.co.jp

売上増まで支援する税理士紹介します



ジェイモ

JMMO

日本マーケティング・マネジメント研究機構

本部住所: 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-8-7 第27・SYビル8F
(株)企画塾内

TEL. 03-3486-6606

FAX. 03-3486-7099

E-mail. web@kjnet.co.jp

URL. <http://www.jmmo.com/>

新登場!

新しいスタイルのWebサイトサポート

ホームページの更新とSEO対策

自分でやればコストが削減できます!

効果の出ないSEO対策に何十万も支払っていませんか?

たった1文字の修正に料金を請求されたり、何日も待たされていませんか?

制作会社の言いなりになる時代はもう終わりです。自分でやればコストが削減できます!

詳しくはWebで

月額9,800円～

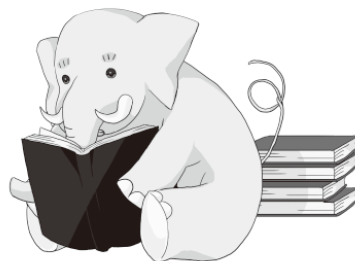
イタレリSEO
で検索!

または

<http://www.doc-s.jp/np001/>

イタレリ
Webドキュメント
サポート (Web Document Support)

Italeri
SEO イタレリ
SEO



納税通信

東京国税局管内 特別号外
渋谷区エリア版
平成21年8月11日発行

©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 渋谷区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、渋谷区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している**無料紙**です。発行に際しては渋谷税務署、渋谷都税事務所、渋谷区民部税務課に取材面でご協力いただきました。また、渋谷法人会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

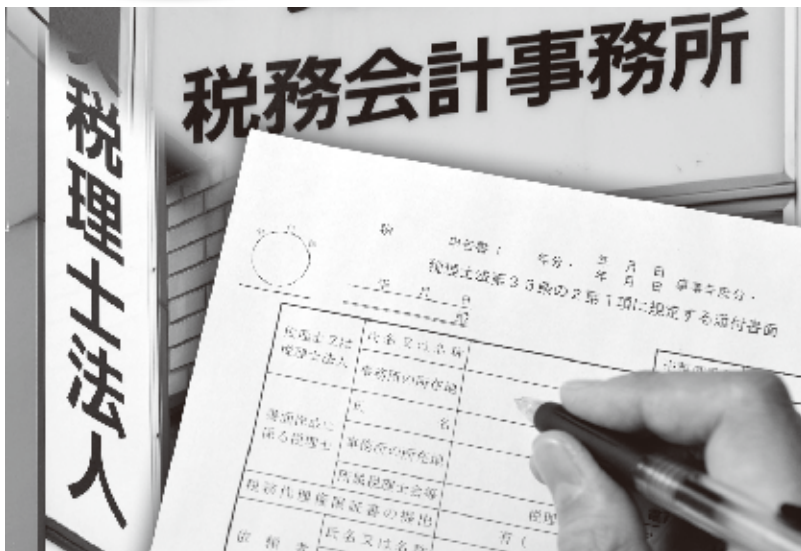
年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

「書面添付」普及策

税務調査が
スルー!?

いよいよ始動



国税庁と日税連が一人三脚

税務調査に入られるのは、なんとなくいい感じがしない。そんな税務調査がスルーされる夢のような手がある。税界で俗にいわれる書面添付制度だ。ただ、同制度は、一般的にはあまり知られておらず、現在、同制度普及策が着々と進められている。納税者にとって朗報となるのか、気になるところだ。

税界で俗にいう「書面添付制度」は、税理士法33条の2に記載された税理士の権限で、同書面を添付した納税者の申告書に対しては、更正前の意見陳述に加え、帳簿書類の調査に入る前にも、税理士に意見を聴取する機会を与えるとされる。そして、意見聴取により疑義がなければ、帳簿書類の調査が行われないケースもある。納税者にとっては、厄介な税務調査を税理士が「壁」になって止めてくれる、夢のような制度なのだ。

書面を出す税理士にとっても、納税者であるお客に、自身の権限をみせる格好の武器になる。一方で、課税当局としても、税務調査時の業務効率化に期待がかかり、税務行政の敏速化が図れる。まさに「書面添付制度」は、税理士、納税者、行政の3者にメリットがある制度というわけだ。

しかし、同制度を活用する税理士は、ほんのひと握りにすぎない。財務省から「平成19年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」が公表され、そのなかに書面添付の実施率が明記されているが、申告書ベースで5.7%とかなり低い数字だ。

では、なぜ3者にメリットのある書面添付制度があまり活用されないのか。それは、その権限行使者である税理士が二の足を踏んでいることに起因する。

権限であるため、行使にあつては責任も負う。税理士が書面添付を実施し、確認したはずの範囲に虚偽記載があれば、税理士法46条による懲戒処分の対象となるのだ。

社会的に考えれば、「権限」と「責任」は裏返しであり、当然のことといえど当然だが、顧問先企業

ウラの顔まで知っている税理士だけに、容易に実施することができないのだ。それゆえ、このペナルティーが書面添付の実施を踏みとどまらせる一因となっている。

また、書面添付の結果、帳簿調査が行われなかったとしても、それを顧問先に知らせるべきでない。「口頭で説明しても、本当かどうか顧客は判断できない。顧客にアピールできなければ、リスクを背負ってまで活用する必要はない」(都内税理士)。こうした状況から、あまり使われていない同制度だが、ここに至ってその様相が一変してきた。

日本税理士会連合会(会長＝池田隼啓氏)と国税庁が今年5月、書面添付制度に関する指針を同時に公表。これにより、税理士の間でも書面添付を再評価する動きが出てきたのだ。また、国税当局もこれまで以上に書面添付制度を重視する構えをみせている。

もともと国税庁は、同制度の普及を重視する方針を打ち出していた。あるとき、日税連から「書面添付の改善について話を受けた。その後、具体的な普及策について話し合う機会を設けるようになった」。ここから両者の書面添付に対する思いが重なり、日税連と国税庁が書面添付の普及に向けて、共同戦線「を張ることになった。その後、両者は「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」を開き、平成20年6月には制度普及に向けた改善策について互いに合意。添付書面の様式変更などが行われた。

そのなかで、税理士が最も注目していたのが、今年7月からスタートした「調査省略通知関係」。この取組みは、書面添付を実践し

た税理士に意見聴取が行われ、調査省略となった場合、税理士にその事実を文書で通知するもの。税理士サイドとしては、顧問先に書面添付の効果を直接的に伝えられるとして期待されている。つまり、税理士が「調査省略通知」を顧問先に見せることで、書面添付制度の有用性をアピールできると共に、会計事務所の信頼度を高めることもできるわけだ。

しかし、書面添付を実践すればなんでもかんでも調査省略通知が出されるわけではない。そこには、一定の基準を定める必要がある。それが、日税連が公表した「添付書面作成基準」、さらに国税庁が公表した事務運営指針というわけだ。事務運営指針のなかには、「意見聴取結果の税理士等への連絡」という項目が盛り込まれ、「意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し『現時点では調査に移行しない』旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う」と明記されている。

現在、書面添付があった場合に意見聴取を行ったケースは「年間5千件程度」(国税庁)。5千件のうち約3割、1400件が税務調査に着手する前に当局の疑問が解消している。今後はこのなかで、一定の基準をクリアしたものに調査省略通知が届くことになる。日税連や国税庁が求める作成基準のレベルを踏まえれば、調査省略通知が届けられるケースはかなりの数になるだろう。

改善策にどれだけ効果があるのか、二の足を踏んでいる税理士の意識をどれだけ変えられるのか注目される。経営者のなかには、「税務調査対応のために税理士と顧問契約をしている」という人も少なくないだけに、同制度の普及に期待する経営者も多い。

「調査省略通知」などの証明書送付

T&D



企業がつづく

チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

大同生命

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷野村ビル3F) TEL 03-5489-6800

人がすべての
街づくり
夢づくり

SEIBU
西武信用金庫

西武信用金庫 渋谷区内 支店ネットワーク

渋谷営業部

■(03) 3463-1501 ■渋谷区神南 1-12-16 アジアビル 4 階

千駄ヶ谷支店

■(03) 3341-4101 ■渋谷区千駄ヶ谷 5-18-18

恵比寿支店

■(03) 3461-6106 ■渋谷区恵比寿西 1-20-2

幡ヶ谷支店

■(03) 3376-3321 ■渋谷区本町 6-36-5

原宿支店

■(03) 3479-1111 ■渋谷区神宮前 4-30-4

渋谷東支店

■(03) 3498-4051 ■渋谷区東 1-25-4

☆

—

☆

☆

—

☆